

令和5年度ケアプラン点検

鹿屋市では、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第1号に基づき、介護給付適正化事業の一環として「ケアプラン点検」を実施しております。

1 目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うもの。

2 概要

（1）市による点検

市内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに属する介護支援専門員等が担当する利用者のうち、確認の必要があると判断したものについて、個別にケアプラン等の点検を実施する。

（2）委託業者による点検

市内居宅介護支援事業所のうち標準化維持改善比が100%以下の事業所及び地域包括支援センターに属する介護支援専門員を対象とし、委託業者による点検を実施する。

※参考 介護給付適正化（主要5事業）イメージ図

